



全国保育士会

社会の変化に対応した保育内容等に関する特別委員会

「地域の子ども・子育て家庭支援の実施状況等に関する調査」

総 括

令和6年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育士会

目次

1. 地域の子ども・子育て家庭支援に関する取り組み状況	1
(1) 地域の子ども・子育て家庭に対する支援の展開	
(2) 地域の子ども・子育て家庭からの相談	
(3) 相談支援の実施に関する周知	
2. 公立・私立それぞれに期待される役割	2
(1) 公立に期待される役割	
(2) 私立に期待される役割	
(3) 両者の役割の相互理解等による支援力のさらなる向上	
3. 今後の取り組みに向けて充実・強化が期待される要素等	4
(1) 子ども・子育て家庭支援の取り組みの充実・強化	
(2) 中長期的な視点で地域の子ども・子育て家庭支援の取り組みについて考える必要性	
(3) 子どもを地域全体で捉える意識への転換	
4. 全体総括	6

～「総括」をご覧くださいにあたって～

- 本「総括」は、『「地域の子ども・子育て家庭支援の実施状況等に関する調査」結果報告』を踏まえて作成しています。
- ご覧くださいにあたっては、別途公表している上記結果報告も併せてご確認ください。

1. 地域の子ども・子育て家庭支援に関する取り組み状況

(1) 地域の子ども・子育て家庭に対する支援の展開

- 調査結果「Ⅱ-1- (1) 地域の子育て家庭を対象とする事業の実施状況」では、7割を超える施設において「子育て等相談（来所）」や「施設開放（園庭、絵本の貸出し等）」の取り組みが実施されるほか、実施率に差はありながらも、様々なメニューが実施されていることが示されていた。
- 『社会の変化に対応した保育内容等に関する特別委員会「中間のとりまとめ」について』（令和5年3月）においても整理しているように、少子高齢化の急速な進行による人口減少や、核家族化・就業形態の変化、地域のつながりの希薄化等が、子ども・子育て家庭や保育を取り巻く環境に影響を与えている状況がある。
- 上記のような状況に対応すべく、保育所保育指針「その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること」、幼保連携型認定こども園教育・保育要領「地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること」に基づいて、保育所・認定こども園等は多様化・複雑化する地域の子ども・子育て家庭の福祉ニーズに応じた、支援実績を着実に積み重ねていることがうかがえた。

(2) 地域の子ども・子育て家庭からの相談

- 調査結果「Ⅱ-2- (3) 相談支援の状況」では、子育ての方法や発育等、子育てに関する相談内容の割合が高いことが明らかになった。
- これは、保育所・認定こども園等は主にポピュレーションアプローチを担う施設であり、その特性を子育て家庭も実感として理解していることや、日常的な子育てに関する悩みを表出しやすい環境として認知されていることが背景にあると推察できる。
- 一方で、「子どもへの虐待について」「DVについて」「特定妊婦について」等、いわゆるハイリスクアプローチに関する内容については、他の項目と比較して割合が低いながらも相談を受け止めている状況がある。さらに、近年では発達障害や知的障害（の疑い）等に関する相談が、ポピュレーションアプローチにかかる内容に潜在している場合も少なくなく、相談内容の背景にある課題を丁寧にアセスメントする視点が求められると考えられる。

- また、調査結果「Ⅱ-2- (2) 相談の主たる担い手」では、施設長が5割超を占める状況であった。これを踏まえると、施設長の研修参加を促進する必要があると考えられる。
- 一方で、同調査項目において主任保育士・主幹保育教諭は2割以下であった。保育現場からは主任保育士・主幹保育教諭は非常に多くの役割・業務を担っていることが指摘されている。これにかかる現状と本調査項目の結果との関連性については、令和6年度に実施を予定している調査結果等も踏まえながら、今後さらなる検証が必要と考える。

(3) 相談支援の実施に関する周知

- 調査結果「Ⅱ-2- (4) 相談支援の実施に関する周知方法」では、6割以上の回答でホームページを活用しており、対象を特定せず地域に広く周知する手段を有していることが明らかになった。
- なお、SNSはホームページと同じくインターネットを活用した媒体であるが、情報が届く範囲や早さ、発信する情報として適する内容が異なるため、今後、各施設においてホームページと併せた活用等について検討される必要があると考えられる。

2. 公立・私立それぞれに期待される役割

- 調査結果からは、公立と私立の特性に応じて、期待される役割に特徴があることが読み取れた。
- 以下では、公立・私立それぞれに期待される役割に着目して記載する。

(1) 公立に期待される役割

- 調査結果「Ⅱ-2- (5) 連携している地域の関係機関」では、公立と私立の別で、相談支援における関係機関との連携状況を比較した際に、公的な機関（「子育て世代包括支援センター」や「要保護児童対策地域協議会」「子育て支援センター」「保健センター」等）との連携率においては、多くの項目で公立の連携率が高いことが示された。
- これは、地域の子ども・子育て家庭への相談支援においては、公的な機関との連携を要することが多く、ケースが生じた際の連携のプロセスが、公的な機関として整理されていることが想定される。

- 上記に加え、公立はその役割として、守秘義務の順守に基づいて公的な機関等が持つ情報を集約し、適切な支援につなげることが可能であることから、ハイリスクアプローチの範囲にある相談を受けた際に、円滑な支援につなげやすい傾向性を有すると考えられる。
- ハイリスクアプローチ支援の実際については、調査結果「Ⅱ-1- (1) 地域の子育て家庭を対象とする事業の実施状況」を公立と私立の別に比較した際に、「気になる家庭や未就園家庭への訪問」の実施状況が12%であり、私立を9%上回っていることから読み取ることができる。

(2) 私立に期待される役割

- 調査結果「Ⅱ-1- (1) 地域の子育て家庭を対象とする事業の実施状況」を公立と私立の別に比較した際に、「ホームページやSNS等による子育て等に関する情報発信」や、「施設開放（園庭、絵本の貸出等）」「保育や給食等の体験会」「イベントの実施（夏まつり、クリスマス会等）」等の項目において、その実施率の高さから私立の方が得意とすることが示された。
- これは、私立の特性として、財源の用途にかかる柔軟性を携えている等、多様な取り組みに対する制約が比較的低いことや、社会福祉法人格の施設においては公益的な取り組みが求められていること等が背景にあると考えられ、地域の福祉ニーズを踏まえた支援の展開につなげやすい性格を有するためと考えられる。
- 上記のような多様な取り組みに対する柔軟性は、その展開のプロセスにおいて公的な機関のみではなく、民間組織・団体等とのネットワークの広がりも期待することができ、ソーシャルキャピタルを高める役割を携えているといっても過言ではないといえよう。

(3) 両者の役割の相互理解等による支援力のさらなる向上

- 既述のとおり、公立・私立には期待される役割に差異があり、この点を意識することは自園の取り組みを検討するにあたっての判断材料の1つとなり得るのではないかと。
- また、地域の子ども・子育て家庭が抱える生活・福祉ニーズは多様化・複雑化している状況がある。そのため、期待される役割を公立・私立が相互に理解し、受け止めたニーズに応じた支援を勘案し、支援を適切に組み合わせる等、多角的な視点を持つことで、支援力のさらなる向上を望むことができると考えられる。

- さらに、地域の子ども・子育て家庭への支援は一過性のものではなく、中長期的な関わりを要するケースも多々ある。中長期的な関わりにおいては、新たな課題の表出はもとより、支援の継続を可能とする財源・人材の確保、公的支援等の充足が必要不可欠である。これら公立・私立に期待される役割を十分に発揮し続けるためには、地域の実情に応じた安定的な支援システムの構築を図ることが重要だと考える。

3. 今後の取り組みに向けて充実・強化が期待される要素等

(1) 子ども・子育て家庭支援の取り組みの充実・強化

- 集計結果「Ⅱ-4- (1) こども・子育て家庭支援の取り組みの実施・強化・充実に向けて必要と考える要素」では、「人材の確保」が6割強と最優先事項として示されており、次いで「配置基準の改善」が4割超の回答があった。
- 上記の結果からは、保育の質の保障を保ちながら地域の子ども・子育て家庭支援を充足させるためには、主たる人材の確保と併せて、保育者のフレキシブルな体制を保てる仕組みづくりが求められていることが推察された。
- また、「Ⅱ-4- (2) 今後、取り組みが必要と考える子ども・子育て家庭支援」では、今後強化していきたい取り組みとして、子育て等相談の実施や、子育てに関する情報等の発信が示されていた。
- これらの取り組みは、これまでの支援実績としても示されているが、育児期家庭が携えるニーズの多様化が著しい現状を受けて、その取り組みを更に強化していくことが必要と捉えられていることと考えられる。また、改正児童福祉法（令和6年4月施行）に伴い、保育所・認定こども園が、地域子育て相談機関（いわゆる、かかりつけ相談機関）として期待される中であって、地域コミュニティにおけるハブ拠点としての自覚が携えられつつあるともいえよう。

(2) 中長期的な視点で地域の子ども・子育て家庭支援の取り組みについて考える必要性

- 人材や財源等の確保の課題により、地域の子ども・子育て家庭支援の取り組みを即座に充実・強化することに対しては懸念が挙げられていることも事実である。
- 一方で、改正児童福祉法（令和6年4月施行）においては、地域子育て相談機関（いわゆる、かかりつけ相談機関）の役割が保育所・認定こども園等に期待されるほか、

「こども誰でも通園制度」の創設、社会福祉法人による公益的な取り組み等、地域の子ども・子育て家庭支援の取り組みに対する期待はますます高まる状況がある。

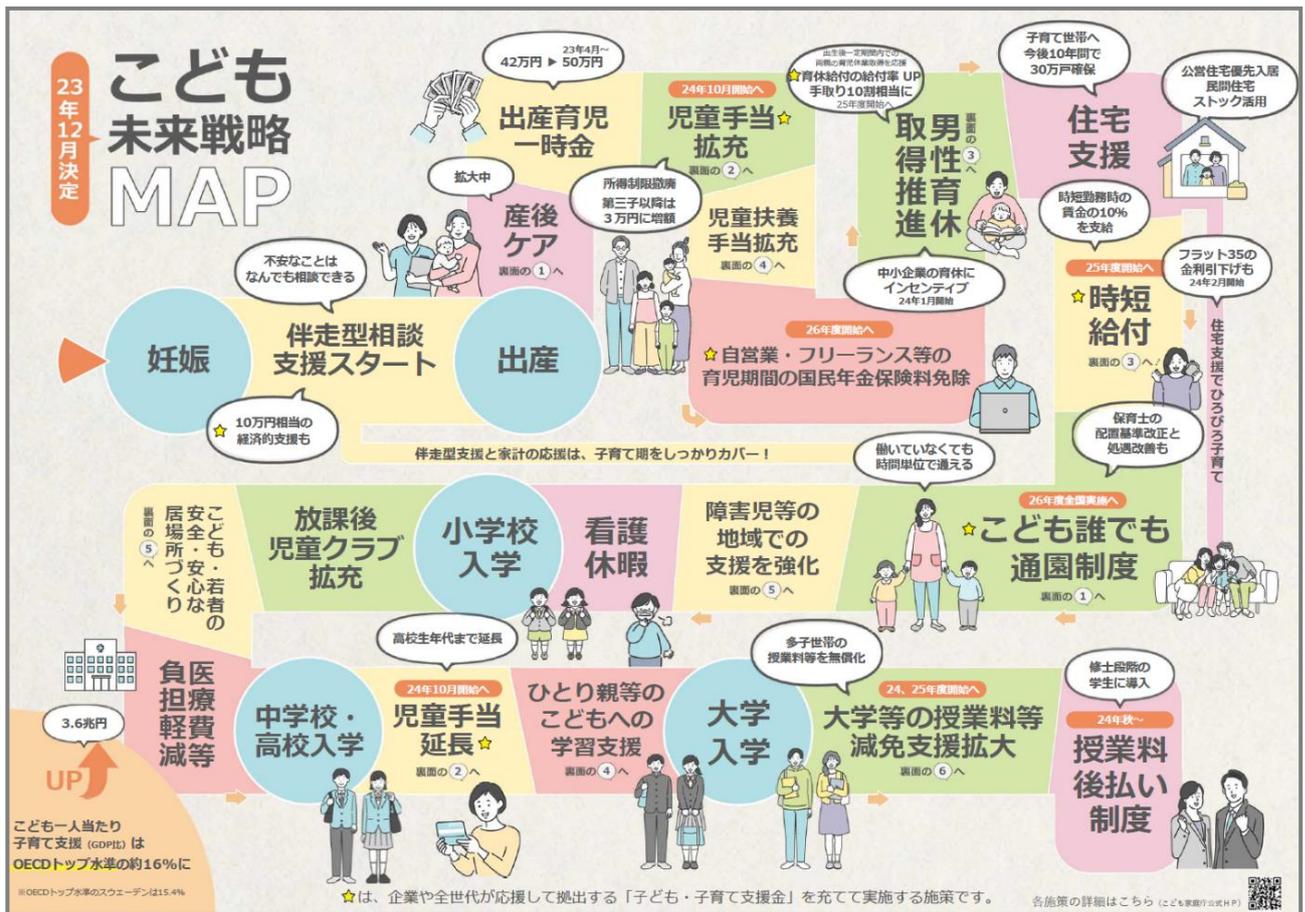
- さらには、人口減少による少子化も加速化する状況もある中においては、中長期的な視点で地域の子ども・子育て家庭支援の取り組みを検討し、保育所・認定こども園の多機能化や保育士・保育教諭等の専門性のさらなる向上について各地域において検討することが求められる。
- 地域の子ども・子育て家庭支援の取り組みの充実・強化による専門性の向上は、ひいては保育の質のさらなる向上や、将来にわたって地域から頼られる保育所・認定こども園等にもつながることが期待される。
- 「Ⅱ-4- (2) 今後、取り組みが必要と考える子ども・子育て家庭支援」においても、「気になる家庭や未就園家庭への訪問」については、現状の実施率が7%であるのに対し、今後必要と考えるとしたのは22%と15%の増加となっている。保育所・認定こども園等が持つ専門性をアウトリーチに活かす等、より地域に踏み込んだ支援を展開できる可能性を有していると考えられる。

(3) 子どもを地域全体で捉える意識への転換

- これまで、子育て支援を勘案するにあたって、本特別委員会においては“地域の”子ども・子育て家庭支援と称してきた。これは、在園の子ども・子育て家庭と、未就園の子ども・子育て家庭とをカテゴリー化して捉えている側面があると考えられる。
- しかしながら、未就園の子どもが明日には在園児となる可能性があり、一方で在園の子どもも保育所・認定こども園から離れば地域の子どもである。
- 保育所・認定こども園は、これまでも地域の子ども・子育て家庭支援をけん引する立場であると認識してその役割の発揮に努めてきたところであるが、今一度その役割を振り返り、改めて子どもを地域全体で捉えなおすことも必要であると考えられる。
- また、人口減少が急速に進行する中においては、子どもを支援するリソースの減少も懸念され、これまでの枠に捉われない取り組みを検討する必要性が高まっていくことが予測される。
- 例えば、保育所・認定こども園等に、子どもを中心としながらも多世代の地域住民が集ったり、妊娠中から「かかりつけ相談先」として利用してもらうなど、妊娠期から切れ目なく、子どもの最善の利益の保障につながる取り組みを展開する拠点となる等、今後いかに子ども・子育て家庭を支援していくのかについては、行政と丁寧な連携を図りながら地域コミュニティ形成を先導していく必要があるのではないか。

4. 全体総括

- コロナ感染拡大以降、少子化が急速に進行し、2022年の合計特殊出生率が1.26と過去最低となるなか、この少子化トレンドを反転させるべく、国は「こども未来戦略」を閣議決定（令和5年12月22日）した。
- 「こども未来戦略」では、少子化トレンドの反転のプロセスとして、「全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していく」としている。
- また、基本理念として「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3点が掲げられ、子どもの成長段階別の主な取り組みとして以下のように示している。



出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai/>)

- さらに、「こども未来戦略」等と整合的に進めることにより、「こどもまんなか社会」の実現を強力にけん引するとして、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下、はじめの100か月の育ちビジョン）

を閣議決定（令和5年12月22日）した。

- 「はじめの100か月の育ちビジョン」では、「こどもの誕生前から幼児期まで」が、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとの前提に立ち、全世代の全ての人でこの時期からのこどものウェルビーイング向上を支えることで、「こどもまんなか社会」の実現が大きく前進するとしている。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり
- ※児因虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓ 生命や生活を保障すること
- ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

挑戦

↓

安心

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもちたらず経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

全てのこどもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓ 誕生の準備期から支える
- ✓ 幼児期と学童期以降の接続
- ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
- ✓ 全ての保護者・養育者とつながること
- ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓ 「こどもまんなかチャート」の視点（様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

出典：こども家庭庁 (https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/)

- 「こども未来戦略」や「はじめの100か月の育ちビジョン」に共通している事項として、子どもを中心に置きながら社会全体を俯瞰し、切れ目のない視点で支援を展開することが重要であることが示されている。2025年全国実施となる「こども誰でも通園制度（仮称）」においては、すべてのこどもの健やかな育ちを保障する場と機会の保障をおこなう砦として、保育所・認定こども園等が、その機能を果たしていくことが期待されている。
- 加えて、これらに先立ち公表されている「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ」（令和3年12月20日）においては、今後の政策の方向性として「保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援

機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う」ことの必要性が述べられている。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の人口減少社会において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。

→ **保育を必要とする家庭への保育を確実に質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。

→ これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく**。

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

具体的な取組内容

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支助力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

出典：厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22843.html)

- 本総括で記載してきたとおり少子化をはじめとする様々な社会の変化が認められ、保育所・認定こども園や保育士・保育教諭等が有する専門性や役割に対する期待が高まるなかにおいて、これらの施設・専門職が自らの役割・専門性を振り返り、今後の支援の在り方について考えることが投げかけられていると捉えられる。
- 特に、子どもや子育て家庭と日々接する我々保育者は、真に必要な支援や、支援の展開にあたって必要な要素等を訴えることができる存在である。
- 保育士・保育教諭等の専門職は、こういった国の動向も注視しながら、今後の子ども・子育て家庭支援については「子どもの最善の利益を保障するために保護者も支える」との視点に立って、「こどもまんなか社会」の実装に向けた意識転換や取り組みの創出等を広く地域社会に投げかけていかなければならないのではないかと。

全国保育士会

社会の変化に対応した保育内容等に関する特別委員会

(敬称略/五十音順)

出井 真治	全国保育協議会 常任協議員 ／山口県 たぶせ保育園 園長
笠置 英恵	全国保育士会 副会長 ／京都府 今里こども園 園長
來住 るみ子	みつわ台保育園 主任保育士
北野 久美	全国保育士会 副会長 ／北九州市 あげぼの愛育保育園 園長
榊原 久子	鎌倉女子大学 准教授
佐藤 健章	全国保育士会 委員 ／かるがも保育園 主任保育士
◎ 那須 信樹	中村学園大学 教授
服部 明子	全国保育士会 副会長 ／千葉県 府馬保育園 園長
村松 幹子	全国保育士会 会長 ／静岡県 たかくさ保育園 園長

◎=委員長

全国保育士会
社会の変化に対応した保育内容等に関する特別委員会
「地域の子ども・子育て家庭支援の実施状況等に関する調査」
総括

令和6年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育士会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503/FAX. 03-3581-6509
E-mail info@z-hoikushikai.com